

令和3年1月より

千葉県重度訪問介護利用者等大学修学支援事業

が利用できます。



令和3年1月より、重度の障害がある方が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供し、障害者の社会参加を促進する「重度訪問介護利用者等大学修学支援事業」が利用できるようになりました。

対象者

市内に居住地を有する方または市外に居住地を有する方かつ千葉県から障害福祉サービスの支給決定を受けている方で、次の要件を全て満たす方

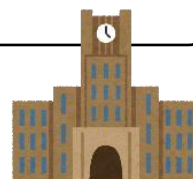
- (1) 重度訪問介護の対象者
- (2) 入学後に停学その他の処分を受けていない者
- (3) 入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の修得単位数が皆無若しくは極めて少ないなど、学修の意欲に欠けると認められる状況にない者



大学等の要件

学校教育法に基づく大学等（大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校）であって、次の要件を全て満たすもの

- (1) 障害のある学生の支援について協議・検討及び意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。
- (2) 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。



サービスの内容

対象者が大学等において修学するために必要な大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等の提供。

※ 大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動への支援については本事業の対象外となります。なお、修学に関わらない活動への支援は、重度訪問介護の対象となる可能性があります。

利用者負担

1割負担。

※ 障害福祉サービス及び地域生活支援給付サービスの利用者負担額（以下「サービスの利用者負担額」という。）に、本事業の利用者の負担額を合算した額が、障害福祉サービス受給者証に記載された利用者負担上限月額（以下「利用者負担上限月額」という。）を超えるときは、利用者負担上限月額からサービスの利用者負担額を控除した額となります。

利用の申請

本事業を利用するためには支給申請手続きが必要です。依頼したい事業者及び在学中又は入学予定の大学等と調整を行った上で、各区保健福祉センター高齢障害支援課に次の書類を提出してください。



- (1) 支給申請書（様式第1号）
- (2) 利用計画書（様式第2号）
- (3) 大学等に在籍し、又は在籍することが決定していることを証する書類
- (4) 承諾書（様式第3号）
- (5) 大学等が作成した障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口の運営規程並びに大学の支援体制の構築の進捗状況が分かる書類
- (6) 委任状（様式第13号）